

鳥羽市議会行政常任委員会会議録

令和3年9月16日

○出席委員（13名）

委員長	浜口一利
委員	南川則之
委員	片岡直博
委員	河村孝
委員	中世古泉
委員	坂倉広子
委員	世古安秀

副委員長	瀬崎伸一
委員	濱口正久
委員	奥村敦
委員	山本哲也
委員	戸上健
委員	坂倉紀男

○欠席委員（なし）

○職務のために出席した事務局職員

議事総務係	岡村なぎさ
書記	

(午前10時00分 再開)

○浜口一利委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから行政常任委員会を再会いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案第14号、鳥羽市過疎地域における固定資産税の特例措置に関する条例の制定について、議案第15号、鳥羽市離島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例及び鳥羽市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について、議案第16号、鳥羽市国民健康保険税条例の一部改正について、議案第17号、鳥羽市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正について、議案第18号、鳥羽市介護保険条例の一部改正について、議案第19号、鳥羽市立かもめ幼稚園預かり保育条例の一部改正について、議案第20号、鳥羽市過疎地域持続的発展計画の策定について、議案第21号、鳥羽市辺地の総合整備計画の策定について、請願第2号、鳥羽の子どもたちの「豊かな学び」の保障と充実を求める請願について、請願第3号、新型コロナウイルス感染症・まん延防止等重点措置（2021年8月20日～）・緊急事態宣言（第4次・2021年8月27日～）・「三重とこわか国体・三重とこわか大会」中止による土産物事業者の売上減少に対する経済的支援を求める請願書についての議案8件と請願2件であります。

それでは、これより付託議案の審査に入ります。

議案第14号、鳥羽市過疎地域における固定資産税の特例措置に関する条例の制定について、担当課長補佐の説明を求めます。

吉水課長補佐。

○吉水課長補佐 それでは、改めましておはようございます。

税務課固定資産税担当課長補佐の吉水でございます。よろしくお願いいたします。

議案書の1ページをお開きください。

議案第14号、鳥羽市過疎地域における固定資産税の特例措置に関する条例の制定についてでございます。

制定の理由といたしましては、過疎地域自立促進特別措置法の失効を受け、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が制定されたことから、同法の適用に伴う固定資産税の課税免除を行うため、条例を制定するものです。

議案書の2ページから4ページをご覧ください。

制定する条例の内容といたしましては、第1条で固定資産税の特例措置を定める趣旨を、第2条で固定資産税の課税免除となる対象業種として、情報サービス業等の追加、取得価格要件2,700万円から500万円引下げを規定しております。第3条では、課税免除の申請等について、第4条では虚偽申請などへの課税免除の取消しを規定し、第5条では、申請等の必要な事項を規則で定めるものとしております。

また、附則において、施行期日、旧条例の廃止を規定するほか、経過措置として令和3年3月31日以前に受けた旧条例の免除措置については、この条例の施行の日以降も引き続き効力を有すると規定し、令和3年4月1日から新条例による課税免除の適用が遡及して受け入れられるように規定しています。

今回、条例名は変わっておりませんが、国の根拠法そのものが置き換わり、課税免除の内容も変わっている

こと、また市が新たな計画を策定した上で制度を運用していく内容の条例になることから、旧条例を廃止し、新規制定を行うものです。

以上です。

○浜口一利委員長 担当課長補佐の説明は終わりました。

議案第14号について、ご質疑を受けたいと思います。条例ですもんで、なかなか難しいことですが、説明を終わりました。

質疑ございませんか。よろしいですか。

戸上委員。

○戸上 健委員 1点お聞きします。2,700万円から500万円でしたっけ、2,000万円から500万円か、に下がるということですが、これによって該当する件数、これは何件でしょうか。

○浜口一利委員長 吉水課長補佐。

○吉水課長補佐 今回、議案第15号で上げさせてもらっております半島振興法というのがございまして、そこが毎年1件から3件ほど申請が出ております。半島振興法と過疎法の違いと申しますが、過疎法につきましては課税免除10割減です。半島振興法につきましては、不均一課税ということで、税率が1.4%から0.14に下がります。9割引きということになるんですけれども、そこを受けていた方が過疎法のほうに移行してくるのではないかとこのように考えております。

以上です。

○浜口一利委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 分かりました。了解です。

○浜口一利委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○浜口一利委員長 よろしいですね。

それでは、ないようですので、次に議案第15号、鳥羽市離島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例及び鳥羽市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について、担当課長補佐の説明を求めます。

○浜口一利委員長 吉水課長補佐。

○吉水課長補佐 それでは、引き続きお願いします。

議案書の5ページをお開きください。

議案第15号、鳥羽市離島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例及び鳥羽市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正についてでございます。

改正の理由といたしましては、租税特別措置法(昭和32年法第26号)及び租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)の一部改正に伴い、生じた引用条項のずれを整理するものです。

議案書6ページ、新旧対照表1ページをお願いします。

改正する内容といたしましては、鳥羽市離島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例

(平成15年条例第29号)の第2条中の下線部について記載のとおり、第12条第3項の表の「第2号」を「第3号」に、第45条第2項の表の「第2号」を「第3号」に変更しております。

新旧対照表2ページをご覧ください。

鳥羽市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例(昭和63年条例第29号)の第2条中の下線部についても、記載のとおり、第12条第3項の表の「第1号」を「第2号」に、第45条第2項の表の「第1号」を「第2号」に、第28条の9「第12項」を「第10項」に変更して条項のずれを整理しております。

施行期日につきましては、公布の日から施行することとしております。

説明は以上です。

○浜口一利委員長 担当課長補佐の説明は終わりました。

議案第15号についてのご質疑はございませんか。

戸上委員。

○戸上 健委員 1点確認ですけれども、該当についてお願いします。この鳥羽市離島振興対策実施地域というのは、鳥羽市の全離島の住民に該当する固定資産税の関連ですね。それから、鳥羽市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置ですけれども、これはそれ以外の離島も含むか。それ以外のものも含んで全納税者に該当するというふうに考えていいでしょうか。

○浜口一利委員長 吉水課長補佐。

○吉水課長補佐 離島振興法につきましては、有人離島4島ということになります。半島振興法につきましても、離島のほうでも使えるということになっております。先ほど説明いたしました過疎法については、もう鳥羽市全域ということになります。

以上です。

○浜口一利委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 了解です。

○浜口一利委員長 他にございませんか。これについてもよろしいですか。

(「なし」の声あり)

○浜口一利委員長 それでは、ないようですので、次に議案第16号、鳥羽市国民健康保険税条例の一部改正について、担当課長の説明を求めます。

市民課長。

○勢力市民課長 市民課、勢力です。よろしく申し上げます。

議案書のほうの7ページをお願いします。

議案第16号、鳥羽市国民健康保険税条例の一部改正についてご説明させていただきます。

提案理由につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により著しく収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免申請書の提出期限に関する特例の適用期間を延長したく提案するものです。

昨年度の5月議会において、ご承認いただきました議案第10号の条例改正から対象年度を追加するもので、昨年と同様、新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がった方に対して、国民健康保険の保険税

を免除するものです。昨年度は令和元年度の一部と令和2年度の保険税の減免を対象とし、今回の条例改正では、令和3年度の国民健康保険税を追加対象とするものです。

内容としましては、保険税の減免申請を行う際の提出期限の特例に関する規定を定めるもので、納期限後の申請を可能とするものです。

詳細についてですが、新旧対照表のほうの3ページをご覧ください。

今回、国の財政支援が令和3年度も継続されることに伴い、その対象となる保険税の令和3年の分であって、納期限が令和4年3月31日までの間に設定されるものが対象となりますので、新旧対照表のとおり、旧のほうで「令和2年度分」までだったところを「令和3年度分」まで、期間が「令和3年3月31日」までだったものを「令和4年3月31日」と1年間延長するものです。

以上、説明とさせていただきます。

○浜口一利委員長 市民課長の説明は終わりました。

議案第16号についてご質疑はございませんか。延長したということなんですけれども、戸上委員。

○戸上 健委員 1点確認します。コロナ禍で非常に困っておる国保世帯に、市民課は非常に頑張っていたいで喜んでござるというふうに思うんです。それで、令和2年度のこの適用で、適用者数と減免額、それからこの条例改正によって、令和3年度新たに適用される件数と推定される減免額、これは幾らになりますでしょうか。

○浜口一利委員長 濱口課長補佐。

○濱口課長補佐 税務課、濱口です。よろしく申し上げます。

まず、令和2年度において、受けました減免の決定件数を申し上げます。105件です。令和2年度につきましても、令和元年度、令和2年度の合わせての件数となります。合計金額につきましても、2,250万3,900円でございます。令和3年度につきましても、今のところ、令和2年度と同様に減免の申請が提出されるのではないかと推測しておりますので、減免額につきましても、同様の金額になるということで一応の推測は立てております。

以上です。

○浜口一利委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 了解です。

○浜口一利委員長 非常にありがたいあれやな。

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○浜口一利委員長 よろしいですか。

それでは、ないようですので、議案第17号、鳥羽市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正について、担当課長の説明を求めます。

市民課長。

○勢力市民課長 引き続き、よろしく申し上げます。

議案書のほうの9ページをご覧ください。

議案第17号、鳥羽市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。  
提案理由につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給に関する特例の適用期間を延長したく提案するものです。

傷病手当金の支給に関する特例については、本年6月議会において、国の財政支援の適用期間の延長に伴い、傷病手当金の支給期間を令和3年9月30日までとしてご承認いただきました。このたび、再度国の財政支援の適用期間について、令和3年12月31日まで延長されることとなりましたので、傷病手当金の支給対象とするため、再度延長させていただくものです。

内容のほうは、新旧対照表のほう4ページをご覧ください。

附則中、「令和3年9月30日」となっているところを「令和3年12月31日」までに変更するものです。  
以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほうお願いします。

○浜口一利委員長 担当課長の説明は終わりました。

議案第17号についてご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○浜口一利委員長 よろしいですか。

それでは、ないようですので、説明員入替えのため、暫時休憩いたします。

(午前10時18分 休憩)

---

(午前10時20分 再開)

○浜口一利委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

議案第18号、鳥羽市介護保険条例の一部改正について、担当課長の説明を求めます。  
健康福祉課長。

○中井健康福祉課長 おはようございます。

健康福祉課、中井でございます。よろしく願いいたします。

それでは、議案第18号、鳥羽市介護保険条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書は11ページでございます。

提案理由としましては、新型コロナウイルス感染症の影響により著しく収入が減少した第1号被保険者等に係る保険料の減免申請書の提出期限に関する特例の期間を延長したく本提案とするものでございます。

改正の概要としましては、介護保険料の減免につきましては、条例第8条で、また、その申請期限は第8条第2項で定めており、本来は普通徴収はおのおの納期限の7日前まで、特別徴収は前々月の15日までに申請をしなければならないとなっております。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、昨年の5月議会におきまして、附則第9条を改正し、令和2年分につきまして、特例として納期到来後においても、遡って減免の申請を可能としたところでございます。今回の改正は、その対象を令和3年度分まで拡大するものでございます。

それでは、議案書の12ページ並びに新旧対照表の5ページをお願いいたします。

改正の内容といたしましては、鳥羽市介護保険条例附則第9条におきまして「及び令和2年度分」となって

いるものを「から令和3年度分まで」に、それと「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改正いたします。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○浜口一利委員長 担当課長の説明は終わりました。

議案第18号についてご質疑はございませんか。

戸上委員。

○戸上 健委員 1点お聞きします。

介護保険でコロナで苦しんでいる納税者を担当課としてはよく助けていただいたというふうに思うんです。令和2年度の減免申請者数と件数ですか、どちらでもいいんですけども、減免額、これはどれだけになりますでしょうか。そして、この条例改正で新たに延長されるわけですけども、延長によって、新たに増える該当者というのは、どの程度推計なさっておりますでしょうか。

○浜口一利委員長 辻川課長補佐。

○辻川課長補佐 健康福祉課、辻川です。よろしくお願ひします。

先ほどの戸上委員からの質問なんですが、令和2年の減免対象者数としては29名、減免額としましては280万5,000円となっております。あと、令和3年度の見込みのところになるんですが、恐らく令和2年度と同様ぐらいになるのではないかなというふうに見込んでおります。

以上です。

○浜口一利委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 分かりました。了解です。

○浜口一利委員長 よろしいですか。他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○浜口一利委員長 それでは、ないようですので、次に、議案第19号、鳥羽市立かもめ幼稚園預かり保育条例の一部改正について、担当課長の説明を求めます。

教委総務課長。

○山本教委総務課長 教育委員会総務課、山本です。よろしくお願ひします。

議案第19号、鳥羽市立かもめ幼稚園預かり保育条例の一部改正についての改正案についての説明をさせていただきます。

議案書13ページ、新旧対照表の6ページ、7ページをお願いします。

提案理由といたしましては、市立かもめ幼稚園における預かり保育の保育料と市立保育所における保育の利用者負担額の不均衡を解消するために、かもめ幼稚園における預かり保育の保育料の改定を行いたいと思っております。

まず、預かり保育事業の現状についてですが、かもめ幼稚園では、平成20年度より通常の教育時間以外の時間に在園児童のうち、希望者に対して預かり保育を実施しております。

預かり保育は、通常の教育時間終了後から午後4時30分まで、夏休み期間中は午前8時30分から午後4時30分まで行っております。



今回、提案をさせてもらっております預かり保育の保育料につきましては、新旧対照表の7ページのところに、現行の（旧）ということで、上記以外の世帯を表示させてもらっておりますので、基本となる当該世帯の市町村民税所得割額による階層区分等ごとに異なりますが、基本となる保育料は、8月以外の月は、日額300円で利用日数により加算され、月の利用が12日以上の場合は、定額として月額3,500円と定められております。夏休み期間中である8月は、日額700円、月の利用日数が12日以上の場合は定額の8,000円と定められております。

こういう状況の中、令和元年10月からは、国による幼児教育・保育無償化の推進の流れを受けまして、かもめ幼稚園や市立保育所において、3歳児から5歳児に係る保育料の無償化が実施されました。同時にかもめ幼稚園におけるこの預かり保育の保育料についても、利用者のうち、両親の就業等の理由により保育所の対象児童と同じ保育の必要性が認められる児童に対しては、国の定める基準に基づき日額450円を上限とした保育料の減額を行っております。

このことから、保育所の対象児童と同じく保育の必要性が認められる児童の8月以外の預かり保育料は全て無料となっておりますが、8月の預かり保育料日額700円に関しましては、減額の上限である450円を超えていますので、現在、利用者負担が発生することとなっております。保育料の無償化されている保育所の3歳から5歳児の児童の保育料と比較すると不均衡が生じている状態となっております。

その市内保育所の保育料との均衡を今回考慮させていただきまして、8月の保育料について、国の無償化上限額を鑑みた日額450円、月額5,000円を基本として保育料を減額する改定をお願いしたいと思います。

基本額として、新旧対照表7ページにあります市町村民税所得割額7万7,101円以上であるその他世帯の8月の日額「700円」を日額「450円」、月額「8,000円」を月額「5,000円」に変更する改定を行います。これに準じまして、この改定で保育の必要性が認められる児童の世帯は無料になります。

それと、この施行期日になりますが、今年の8月を対象に入れたいこともありまして、令和3年4月1日からの遡及で適用をお願いしたいと思います。

以上、説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○濱口一利委員長 担当課長の説明は終わりました。

議案第19号についてご質疑はございませんか。

濱口委員。

○濱口正久委員 すみません。ちょっとお尋ねいたします。

今説明でいくと、令和元年の9月から無償化があつて、今、改正のタイミングがあつたかと思うんですけども、今のタイミングになった理由を、もう少しちょっと詳しく教えていただければなと思うんですけども。

○濱口一利委員長 教委総務課長。

○山本教委総務課長 令和元年の10月に改正したタイミングで本来ですと、そこを改定しておくよかったんですが、今の現状を見ると、その利用がすごく上がっていていることもありまして、以前からこの預かり保育のところは、午後の大体教育時間が終わる1時過ぎから4時半までのワンスパンと8月になると夏休みになるということで、その場合の700円をもらつたということで、そのまま制度として移行させたこともあつて、今ちょっと不具合が出てきたということを実感しましたので、昨年度はコロナのことで夏休みの期間が

ありまして、8月の期間が短かったこともあって対象になる世帯が少なかったんですけども、今年になると、そのまま夏休みの期間ありまして、預かり保育の時間も日数も増えておりますし、保護者負担も不均衡がはつきり出てきましたので、この改正を遅ればせながらになりますけれども、提案をさせていただきました。

以上です。

○浜口一利委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 そういうタイミングでということあったんですけども、それ遡って例えば、昨年度の分とかというのは、これ別に問題はないんですか。取り過ぎていたとかということは問題ないんでしょうか。今上限があったとおっしゃい……

○浜口一利委員長 教委総務課長。

○山本教委総務課長 条例としては、今の基準が残っておりますので、その規則違反的なものはございません。

○浜口一利委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 はい、分かりました。今それに合わせて改定されるということなんですね。ありがとうございます。

○浜口一利委員長 他にございませんか。

坂倉委員。

○坂倉広子委員 関連してですが、この対象者となる人数は今何人いらっしゃるんでしょうか。

○浜口一利委員長 天田係長。

○天田係長 教育委員会総務課の天田です。よろしくお願いいたします。

令和3年度8月に預かり保育を実際に利用した人数は9名ということになります。そのうち、この条例改正により無償化の対象となる子供の数は8名ということになります。

以上です。

○浜口一利委員長 よろしいですか。

○坂倉広子委員 はい。

○浜口一利委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○浜口一利委員長 それでは、よろしいですね。

ないようですので、説明員入替えのため、暫時休憩します。

(午前10時33分 休憩)

(午前10時40分 再開)

○浜口一利委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

議案第20号、鳥羽市過疎地域持続的発展計画の策定について、担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○濱口企画財政課長 企画財政課、濱口です。よろしくお願いいたします。

それでは、企画財政課の所管分といたしまして、議案第20号、鳥羽市過疎地域持続的発展計画の策定につ

いての提案のほうを説明させていただきます。

議案書の15ページのほうをご覧ください

議案第20号、鳥羽市過疎地域持続的発展計画の策定についてでございます。

8月の全員協議会でもご説明させていただきましたが、過疎地域につきましては、昭和45年以来、これまで4度の過疎対策のための特別措置法が時限立法でつくられ、各種の対策が講じられてきております。

今回、過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月31日で期限を迎えましたことから、過疎地域について総合的かつ計画的な対策を実施するための新たな法律、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年4月1日付で制定をされました。

この新過疎法に基づきまして、地域の自立に向けて過疎地域における自立可能な地域の形成及び地域資源等を活用した地域活力のさらなる向上の実現を目指し、鳥羽市過疎地域持続的発展計画を策定いたしたく本提案とするものでございます。

なお、鳥羽市過疎地域持続的発展計画は、過疎対策事業債などの財政上の特別措置を受けるために策定する必要がありまして、持続的発展のための基本的な計画となっております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○浜口一利委員長 担当課長の説明は終わりました。

議案第20号についてご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○浜口一利委員長 それでは、ないようですので、次に、議案第21号、鳥羽市辺地の総合整備計画の策定について、担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○濱口企画財政課長 それでは、続きまして、議案第21号、鳥羽市辺地の総合整備計画の策定についてでございます。

議案書は、16ページから28ページでございます。

辺地につきましては、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれず、他の地域に比較しまして、住民の生活文化水準が著しく低い山間地、離島、その他へんぴな地域を指し、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置などに関する法律及びその他政令で定める要件に該当しているものを言いまして、辺地に該当するか否かにつきましては、その地域から公共施設までの距離など、点数により判断することとなっております。

現在、本市におきましては、神島町、菅島町、答志町、桃取町、坂手町及び石鏡町が該当となっております。これまでの辺地の整備計画につきましては、平成30年度から令和2年度までの3年間を計画として上げていましたが、今回は令和3年度から令和5年度までの新たな3年間の整備計画ということで、提案をさせていただくものであります。

それでは、このたびの辺地の総合計画について、議案書のほうでご説明をさせていただきます。

議案書16ページをご覧ください。

提案理由にもございますように、今回、辺地の整備計画としましては、神島町、菅島町、答志町、桃取町、

坂手町、石鏡町を予定しております。

次のページ、17ページをご覧ください。

まず、神島町辺地であります。辺地度点数は168点となっております。また、項目2の公共施設の整備を必要とする事情につきましては、前段につきましては、地域の紹介で中段以下が事業の必要性と事業概要になっておりますので、よろしく申し上げます。

神島町は、中之郷棧橋施設の設計建設、老朽化した船舶の更新に伴う代替船舶の設計建造、この2つは各離島と共通となります。

次に、神島診療所の分包機整備、神島中学校のグラウンド整備、神島教員住宅の修繕の計画となっております。

続いて、18ページをご覧ください。

項目3の公共的施設の整備では、中之郷棧橋と船舶は各離島での令和元年度の利用客数で案分しておりますが、中之郷棧橋が事業費33万6,000円のうち、辺地対策事業債いわゆる辺地債として20万円、船舶が事業費2,046万6,000円、うち辺地債に520万円、神島診療所医療施設整備が事業費880万円、うち辺地債40万円、神島中学校管理業務が事業費1,367万3,000円、うち辺地債900万円、神島教員住宅小中学校管理業務が事業費1,500万円、うち辺地債1,500万円を計画しております。

続きまして、19ページをご覧ください。

菅島町辺地であります。辺地度点数は118点となっております。

菅島町は、中之郷棧橋施設船舶建造のほか、菅島保育所施設整備、菅島診療所デジタルラジオグラフィシステム導入の計画であります。

20ページをご覧ください。

項目3の公共的施設の整備につきましては案分をしております。中之郷棧橋が事業費76万9,000円のうち、辺地債40万円、船舶が事業費4,691万2,000円のうち、辺地債1,200万円、その他菅島保育所施設整備が事業費5,668万4,000円、うち辺地債5,660万円、菅島診療所医療施設整備が事業費363万円のうち、辺地債180万円を計画しております。

続いて、21ページをご覧ください。

答志町辺地であります。辺地度点数は156点となっております。

答志町は、中之郷棧橋施設船舶建造のほか、消防ポンプ自動車整備の計画であります。

22ページをご覧ください。

項目3の公共的施設の整備につきましては案分をしております。中之郷棧橋が事業費175万3,000円、うち辺地債90万円、船舶が事業費1億688万6,000円、うち辺地債2,720万円、その他、答志消防施設整備が事業費1,800円のうち、辺地債が1,800万円を計画しております。

次に、23ページをお願いします。

桃取町辺地であります。辺地度点数は133点となっております。

桃取町は、中之郷棧橋施設船舶建造のほか、桃取診療所の超音波画像診断装置及び分包機整備の計画であります。

24ページをお願いします。

項目3の公共的施設の整備につきましては案分をしております。中之郷棧橋が事業費127万円、うち辺地債60万円、船舶が事業費7,745万8,000円、うち辺地債1,970万円、桃取診療所医療施設整備が事業費935万円、うち辺地債460万円を計画しております。

25ページをご覧ください。

坂手町辺地であります。辺地度数は126点となっております。中之郷棧橋施設、船舶建造のほか、超音波画像診断装置及び分包機の整備の計画となっております。

26ページをご覧ください。

公共施設の整備につきましては案分をしております。中之郷棧橋が事業費67万2,000円、うち辺地債30万円、船舶が事業費4,099万8,000円、うち辺地債1,040万円、坂手診療所医療施設整備が事業費605万円、うち辺地債300万円を計画しております。

27ページをお願いします。

石鏡町辺地であります。辺地度数は129点となっております。

石鏡町は、鏡浦診療所石鏡分室のデジタルラジオグラフィシステム及び分包機整備の計画となっております。

28ページをお願いします。

項目3の公共的施設の整備につきましては、鏡浦診療所石鏡分室医療施設整備が事業費484万円、うち辺地債240万円を計画しております。

以上が、辺地に係る整備計画の内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○浜口一利委員長 担当課長の説明は終わりました。議案第21号についてご質疑はございませんか。

坂倉委員。

○坂倉広子委員 すみません。この総合整備計画書の説明がございましたが、この人口減少とか、そういうふうなことも過疎債、先ほど過疎の過疎地域持続的発展計画の策定ということもありましたけれども、こういうふうなことは、整合性を持ってこういうふうな計画と進められていくのでしょうか。それとも、全く別のものとしての考えとして、すみません。基本的なことをちょっと教えてください。

○浜口一利委員長 企画財政課長。

○濱口企画財政課長 過疎の地域的な部分とこの辺地はあくまでも地域が指定をされておりますので、その部分では、もうすみ分けした上で、債務のほうを計画を上げていろんな事業まで上げていくというふうになっていきますので、先ほど冒頭のほうでも言いましたが、地域の指定がこの辺地のほうは、もうされていきますので、そこでもう変わってきますので、そのようにいかせていただきたいと思っております。

○坂倉広子委員 分かりました。そういうふうなことで、何か変更があるということではないということですね。指定されているという決まっているんだという理解でよろしいでしょうか。

○浜口一利委員長 企画財政課長。

○濱口企画財政課長 もう辺地のほうは地域が限定されてきますので。

○坂倉広子委員 ありがとうございます。

○浜口一利委員長 他にございませんか。

濱口委員。

○濱口正久委員 すみません。お尋ねいたします。

総合整備計画の中に幾つか中之郷棧橋のことが出てきますけれども、これトータルすると、事業費はどれぐらいのものになりますでしょうか。

○浜口一利委員長 永野副室長。

○永野副室長 企画財政課、永野です。よろしくお願いします。

今回の辺地総合整備計画の中之郷棧橋の取替工事としましては、総事業費としましては480万円となっております。

○浜口一利委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 案分でありますけれども、この整備計画の中に3か年の計画ありますけれども、ここに書かれてあることは起債を伴うものが書かれているという認識でよろしかったですか。確認ですけれども、それ以外のものは、また順次緊急性がある場合は、また何か対応していくとかということでしょうか。

○浜口一利委員長 永野副室長。

○永野副室長 今回10年間の中長期のハード整備のほうの洗い出しをしまして、そのうちの3年間のこの令和3、4、5の3か年のうち、辺地債が使えるものを一旦この計画のほうに計画上で入れさせていただいています。また、必要な追加の事業等が出てきた場合は、こちらの計画のほうに追加していくというような形となっております。

○浜口一利委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 追加していただけるということですね。了解しました。ありがとうございました。

○浜口一利委員長 他にございませんか。

河村委員。

○河村 孝委員 この総合整備計画の中で、計画を立てる、自分は当然今回公共施設を対象にということで、辺地債を使うところを目的としているところが多々あると思うんですけども、地元自治会との話し合いとか、その辺の地元の意見はどのように吸い上げたのか。そういうことはまだやっていないのか。その辺をちょっとお聞かせ願いたいんですけども。

○浜口一利委員長 企画財政課長。

○濱口企画財政課長 ある意味、それぞれの施設で所管が分かれてきますので、そこら辺では大規模ハードなんかの計画になりますと、それぞれの所管で、例えば、消防施設であったり公共施設であったりすると、そこがもうどんな計画でいきますというのは、ある意味、地域との調整というのはされていると思いますので、それで実施計画上げてきますので、その辺ではできているのかなというふうには判断しております。

○浜口一利委員長 河村委員。

○河村 孝委員 辺地債、非常に有利な起債ですので、なかなか財政当局としても、どれをどこに当てはめるかというのは至難の業だとは思いますが、なるだけなら、その中で地元の意見をしっかり聞いて地元には地元の優先度があると思うので、その辺を各課のほうにお伝え願えればなというふうに思います。

以上です。

○浜口一利委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○浜口一利委員長 よろしいですか。ちょっと意見があるもので副委員長と代わります。

(委員長交代)

○瀬崎伸一副委員長 どうぞ、委員長。

○浜口一利委員 辺地の計画の中に、中之郷栈橋がずっと入っているということなんですけれども、当然離島を使用するというのは分かるんですけれども、先ほどの質問で480万円、違う財務のいろいろ検討はあったと思うんですけれども、本来もう少し離島のほうの辺地の地域の中での事業費に回してほしいなという思いを、これ見たときに思ったんですけれども、中之郷栈橋を均等割で入れるというようなことで、なかなか厳しいのかなと思いつつ見ているわけなんですけれども、そのあたりもちょっと含めて。答弁をお願いします。

○瀬崎伸一副委員長 課長、どうぞ。

○濱口企画財政課長 実は定期船課のほうからの事業計画の中で、中之郷栈橋がもう老朽化で、ものすごい状態になっていまして、その工事費の予算要求がございました。その流れもあって、全体で利用する地域で案分したということで、それぞれの案分になっています。実際には要求の段階のその栈橋の部分については、もっと高い値段の予算要求があったんですが、なるべく必要最小限に抑えてもらった中で、今回の先ほど数字のほう言わせてもろて480万円ぐらいの工事費で済むということで、それを各港として利用する離島のほうで割らせてもらったというのが今回の計画の中の数字となっていますので、そのようにご理解いただければ。

○浜口一利委員 課長の説明はよく分かるんですけれども、これは栈橋も見て、やはりもう危ないというのは、当然早急にやるべきことなんですけれども、何が言いたいというと、何か違う事業費でやってですね、ということなんで、いろいろ厳しい中での事業を遂行していくということでもんで、私はこれでいいとは思いますが、一言だけ言っておきます。

以上です。

○浜口一利委員長 それでは代わります。

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○浜口一利委員長 よろしいですか。

それでは、ないようですので、続いて請願の審査に入りますので、説明員の皆さんは退席をお願いいたします。

退席しだい始めます。

それでは、請願第2号、鳥羽の子どもたちの「豊かな学び」の保障と充実を求める請願について審査を行います。

既に、本会議で紹介議員から朗読していただいていますので、朗読は省略をいたします。

請願第2号についてのご意見はございませんか。請願の内容についてとか、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○浜口一利委員長 それでは、ないようですので、次に、請願第3号、新型コロナウイルス感染症・まん延防止

等重点措置・緊急事態宣言・「三重とこわか国体・三重とこわか大会」中止による土産物事業者の売上減少に対する経済的支援を求める請願について審査を行います。

これについても既に本会議で紹介議員から朗読していただいておりますので、朗読は省略いたします。請願第3号についてご意見はございませんか。

戸上委員。

○戸上 健委員 1点、これは紹介議員にお聞きするのかいな。ちょっとよう分かりませんが、請願内容については僕は全く異論はありません。全面的に賛成です。そして、この要望事項についても5項目全項目賛成です。しかし、ちょっとよく分からない点がありますので、お願いしたいんですけども、この趣旨の中で、土産物事業者のみ協力金支援金の直接的かつ特別な支給がされていない状況と。これだけ読むと、いろんなほかの観光事業者には支援金があるけれども、土産物事業者にはもう一切ないとかしからんやないかというように、受け止められるんですけども、県の県観光事業支援金の中身を見ますと、土産物店も入って、法人は30万円、個人事業主は15万円県からの補助があります。これはもう事業者にとっては、もう僕も低額で全く間尺に合わんとは思いますが、全くないのと違って、こういうのもあるんですけども、それを踏まえた上でという理解でよろしいのでしょうか。

○浜口一利委員長 その前に戸上委員、ここへ参考人とかという話も、この委員会の始まる前に紹介議員と話をさせてもらったんですけども、全て紹介議員が答えるということなんで答えさせますので、はい、山本委員。

○山本哲也委員 戸上さんおっしゃるとおりでございまして、実際出ているところとかというところはあるんですけども、今回、この緊急事態宣言の中で、飲食店とかというところに出ている部分とこう比較してしまうわけじゃないかもしれないんですけども、どうしてもそんなように映ってしまうというところで、我々だけが取り残されている感というのがどうしても出てしまうというところで、こういった表現になってしまっているんだと思います。なので、要望のところでもありますけれども、拡充を求めるというところの部分の強い表現として、こうなってしまったというように捉えていただければいいのかなというふうに思っております。

○浜口一利委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 了解です。

○浜口一利委員長 他にございませんか。

河村委員。

○河村 孝委員 山本委員から説明あったように、補助金制度の創設を3番、4番でうたっていると思うんですけども、担当課確認したら、今までに国や県等の支援も金額の差異はあれど、あったというところで、なかなか創設という言葉が似つかわないのではないのかなというふうに私も感じています。

そこで、山本委員から説明があった本来ならそれをさらなる拡充を求めるという表現なんだろうけれども、勢いあまって創設を要望しますという言葉になってしまったということなので、今回、皆さんが採択されるということであれば、送る意見書については、ちょっと言葉を置き換えるなりという配慮が必要ではないのかなというふうに思うので、その辺は委員長に配慮していただければなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○浜口一利委員長 請願についてのご意見いただいた中で、請願の趣旨とか思いというのは当然採択されるべき



ものであるというようなことは全員あるわけなんですけれども、請願のこの文章的にちょっとどうかという部分が、今戸上委員のほうからも河村委員のほうからも出たと思うんですけれども、このあたりの対応についてどのようにしたらよろしいかということなんですけれども。

山本委員。

○山本哲也委員 請願者の組合長ともちょっとお話をさせていただきまして、出してから三重県の地域経済応援支援金の発表もありましたし、そういったところもございますので、出していただく意見書についてというところのその文言等については、議会のほうに一任したいと思っておりますということはいただいておりますので。

○浜口一利委員長 このことについてご意見ございませんか。紹介議員からの説明もございましたけれども、請願は採択、異議はないと思うんですけれども、私が言うたらあかん。皆そのような気持ちはあるわけなんですけれども、意見書の中で調整しながらということで、そういうことになってきますと。

坂倉委員。

○坂倉広子委員 すみません。この内容の部分なんですけれども、1、2、3、4の5ですか。私は反対では賛成なんですけれども、どういう文言を市にするとすると、それと県、国というところの精査をしていただければ大丈夫ではないのかなと思う。それをちょっと意見言わせていただきます。

○浜口一利委員長 それについて世古委員。

○世古安秀委員 同じような内容なんですけれども、これはやっぱりこの請願については、もうそういう事業者の声たくさんですね、苦しんでいるというふうな声も聞いておりますので、ぜひ採択をして、あとはやっぱり鳥羽市でもプレミアム商品券も出しましたけれども、さらなる拡充というふうなところをぜひ鳥羽市もやっぱり考えていていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○浜口一利委員長 採択については、皆いいということなんですけれども、文言のということになってくると、請願の一部採択というような形になるかと思うんですけれども、趣旨採択やと、気持ちは分かるけれども、何もできないというようなことなんで、一部採択をして意見書を上げるという方向、この請願趣旨の内容について、ちょっとこれ出すときが早かったということで、内容がちょっと事業実施しているのもあるということなんで、そのあたりも修正しながら意見書を出すということで、採択するというようなところでいいと思うんですけれども、どうでしょうか。

河村委員、ちょっとよろしい。

○河村 孝委員 いいです。

○浜口一利委員長 山本委員もよろしいですか。

○山本哲也委員 はい、請願者のほうから言われているのは、形はどうであれ結果として返ってくるのが一番我々としてはありがたいということですので、そのように思いを受け止めております。

○浜口一利委員長 これについては、また後ほど採決がございますけれども、皆さん方、これ他にご意見ございませんか。

戸上委員。

○戸上 健委員 議会として意見書を提出ということになります。ですから、先ほどいろいろ僕も意見出しまし

たけれども、この場で出た意見を踏まえて正副委員長と紹介議員の山本議員の三者で、その意見書を練っていただいて、そして本会議に出していただければと、それで僕は了解です。

○浜口一利委員長 そのようなことでよろしいですか。

(「はい」の声あり)

○浜口一利委員長 それでは、他になかったら採決に入る前に議員の皆さんで討議したい案件についてございませんか。

(「なし」の声あり)

○浜口一利委員長 よろしいですね。

それでは暫時休憩いたします。

(午前11時12分 休憩)

---

(午前11時20分 再開)

○浜口一利委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

これより採決を行います。

お諮りします。

議案第14号、鳥羽市過疎地域における固定資産税の特例措置に関する条例の制定について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○浜口一利委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第14号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第15号、鳥羽市離島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例及び鳥羽市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○浜口一利委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第15号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第16号、鳥羽市国民健康保険税条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○浜口一利委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第16号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第17号、鳥羽市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○浜口一利委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第17号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第18号、鳥羽市介護保険条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○浜口一利委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第18号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第19号、鳥羽市立かもめ幼稚園預かり保育条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○浜口一利委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第19号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第20号、鳥羽市過疎地域持続的発展計画の策定について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○浜口一利委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第20号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第21号、鳥羽市辺地の総合整備計画の策定について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○浜口一利委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第21号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、請願第2号、鳥羽の子どもたちの「豊かな学び」の保障と充実を求める請願について、採択することに賛成の諸君は起立をお願いいたします。

(起立全員)

○浜口一利委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、請願第2号につきましては、採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第3号、新型コロナウイルス感染症・まん延防止等重点措置(2021年8月20日～)・緊急事態宣言(第4次・2021年8月27日～)・「三重とこわか国体・三重とこわか大会」中止による土産物事業者の売上減少に対する経済的支援を求める請願書について、採択することに賛成の諸君は起立をお願いいたします。

(起立全員)

○浜口一利委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、請願第3号につきましては、採択とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました議案の審査は全て終了しました。

以上で本日の委員会を終わりたいと思いますが、当委員会における委員長報告につきましては、ご一任をお

願います。

これもちまして行政常任委員会を散会いたします。

ありがとうございました。

(午前11時26分 散会)

---

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和3年9月16日

行政常任委員長 浜 口 一 利